

さいたま市介護保険施設等指導実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条の規定による居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。））、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。））、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。））、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。））、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。））若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下同じ。）を担当する者又はこれらの者であった者（以下「居宅サービス実施者等」という。）に対して行う保険給付に関する文書の提出等及び法第24条の規定による質問等及びそれに基づく措置として、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対して行う介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する指導について、基本的事項を定めることにより、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険施設及び事業者の支援を基本とし介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(指導方針)

第2条 指導は、居宅サービス実施者等、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定地域密着型介護サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者若しくは医師その他の従業者、介護医療院の開設者、介護医療院の管理者若しくは医師その他の従業者、指定介護療養型医療施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者及び指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者（以下「サービス事業者等」という。）に対し、次に掲げる基準等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

- (1) さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第68号）
- (2) さいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第69号）
- (3) さいたま市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第70号）
- (4) さいたま市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年さいたま市条例第71号）
- (5) さいたま市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年さいたま市条例第29号）
- (6) さいたま市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま市条例第72号）
- (7) さいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第73号）

- (8) さいたま市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第74号）
- (9) さいたま市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成26年さいたま市条例第87号）
- (10) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）
- (11) さいたま市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等の基準等に関する条例（平成26年さいたま市条例第88号）
- (12) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）
- (13) 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）
- (14) 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）
- (15) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）
- (16) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）
- (17) 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）
- (18) 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）
- (19) 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）
- (20) さいたま市介護予防訪問介護サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱（平成29年3月31日さいたま市告示第511号）
- (21) さいたま市家事支援型訪問サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱（平成29年3月31日さいたま市告示第512号）
- (22) さいたま市介護予防通所介護サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱（平成29年3月31日さいたま市告示第513号）
- (23) さいたま市交流型通所サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱（平成29年3月31日さいたま市告示第514号）
- (24) さいたま市運動型通所サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱（平成29年3月31日さいたま市告示第515号）
- (25) さいたま市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準（平成29年3月31日さいたま市告示第521号）

（指導形態）

第3条 指導の形態は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 集団指導 市が指定又は許可の権限を持つサービス事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。
- (2) 実地指導 次の形態により、指導の対象となるサービス事業者等の事業所において実地に行う。
 - ア 市が単独で行うもの（以下「一般指導」という。）

イ 厚生労働省又は埼玉県と合同で行うもの（以下「合同指導」という。）

（指導対象の選定基準等）

第4条 重点的かつ効率的な指導を行うため、毎年度策定する指導実施方針及び年間計画に基づき指導対象を選定するものとする。

2 指導対象の選定基準は、次のとおりとする。

- (1) 集団指導 介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。
- (2) 一般指導 毎年度、国が示す指導重点事項に基づきサービス事業者等を選定するほか、市が特に一般指導を要すると認めるサービス事業者等を選定する。
- (3) 合同指導 一般指導の対象としたサービス事業者等の中から選定する。

（集団指導の方法）

第5条 市は、指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該サービス事業者等に通知するものとする。

2 集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容、過去の指導事例その他必要と認められる内容について、講習等の方式で行うものとする。

（実地指導の方法）

第6条 市は、指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定及び目的、日時及び場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により当該サービス事業者等に通知するものとする。

2 実地指導の実施に当たっては、必要に応じて指導対象となるサービス事業者等に事前資料の提出を求めることができるものとする。

3 実地指導は、国が定める実地指導に関するマニュアルに基づき、関係者から関係書類等をもとに説明を求め、面談方式で行うものとする。

4 実地指導は、原則として監査指導課の職員2名以上をもって行うものとする。

（実地指導結果の通知）

第7条 実地指導の結果、改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過誤による調整を要すると認められた場合は、後日、文書によりその旨及び指導事項について通知を行うものとする。

（回答書の提出）

第8条 市は、実地指導を実施したサービス事業者等に対し、文書で通知した指導事項について、文書により回答を求めるものとする。

（自主点検の指示等）

第9条 実地指導の結果、介護報酬について過誤による調整を要すると認められた場合は、第7条の規定による通知のほか、指導事項に係る自主点検の指示を行うものとする。

2 前項の自主点検を行ったサービス事業者等は、その結果を市に提出するものとする。

3 市は、前項の規定により提出された結果の内容を確認し、必要があると認めたときは自主返還の指示を行うものとする。

（監査への変更）

第10条 実地指導中に、次の各号のいずれかに該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに別に定めるところにより監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者、入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

(2) 介護報酬の請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合
(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、介護保険施設等の指導に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月8日から施行する。

2 さいたま市介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱（平成20年2月13日福祉部長決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月14日から施行する。